

## 12 東松山市

建設 工事	設計 測量	土木 施設 管理	書 類 名	摘 要
			1 委任状(様式C-5)	代理人を置く事業者が申請する場合
			2 市税等の納税証明書<写し可>	<p>(法人の場合) ・東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</p> <p>(個人の場合) ・東松山市に対して、個人名義で「個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</p> <p>申請時点において、納期限が到来している税額について未納がある場合は、申請は受理しません。(徴収猶予の特例制度を受けている場合を除きます。)</p> <p>法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書(受付印のあるもの)の写しを提出してください。</p>
			3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
			4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。 1 2
			5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<p>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください(新規・更新、業種追加、般・特新規)。許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 1 2</p> <p>・建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は、建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のあるもの)の写しも提出してください。 1</p>
			6 事業所の写真、案内図(様式C-10)	<p>・申請する事業所の所在地が、東松山市内の場合に提出してください。(本社、本店は除く)</p> <p>・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。</p> <p>・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。</p>

1 電子申請で收受印が無い場合はJCPの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。

2 更新中の場合は、現在提出している申請書の写しに加えて、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。

【東松山市提出書類】の問合せ先

東松山市 政策財政部 契約検査課 契約グループ

TEL:0493-21-1445 FAX:0493-22-4031